

## 令和6年度 町の助成等一覧（補助金・扶助費・助成金・報償費・奨励金等）

申請が必要な補助金・助成制度を一覧にまとめました。内容や申請方法については、「広報こおり」お知らせ版や町ホームページなどで時機を見てお知らせしますが、詳細や不明点などは、担当課まで問い合わせください。

※下記については、この一覧には掲載していません。

- ・対象者に個別に通知するもの（例：介護や障がい者に関する給付など）
- ・病院などが申請者に代わって申請（窓口現物給付）するもの（例：子ども医療費助成や予防接種費助成など）
- ・特定の団体に向けた補助金など

### 【農業】

事業の名称	助成の内容・補助率または金額	助成対象者	担当課・係
新規就農者育成総合対策事業	次世代の農業後継者の育成・支援を目的に、青年就農計画の認定を受け、さらに新規就農者育成総合対策事業（経営開始型）の交付決定を受けた新規就農者を対象に、給付金を支給 <b>【補助率または金額】</b> 上限：年間150万円（最大3年間）	青年等就農計画の認定を受け、新規就農者育成総合対策事業（経営開始型）の交付決定を受けた50歳未満の新規就農者	産業振興課 農林振興係
農業後継者奨励金	次世代の農業後継者の育成・支援を目的に、新規就農した農業後継者に対し奨励金を交付 <b>【補助率または金額】</b> 奨励金 30万円（1回のみ）	町内に在住し親族の農業経営を継承する65歳以下の農業後継者	産業振興課 農林振興係
新規就農者支援事業	農業者の育成・支援を目的に、町内に新規就農者に支援金を交付 <b>【補助率または金額】</b> 交付金 年間50万円（最大3年間）	町内に新規就農し、65歳以下で、農業に年間150日以上従事する者、また、事業終了後5年以内に認定農業者の認定を受ける意思を持つ者に限る）	産業振興課 農林振興係
農業経営収入保険加入促進事業	自然災害のみならず市価下落などによる農家の所得減少を補填する「農業経営収入保険」の加入を促進するため、掛金の一部を助成 <b>【補助率または金額】</b> 掛金（積立金を除く）の10%	農業共済を通じて令和6年を対象期間とする保険に加入した農家	産業振興課 農林振興係
果樹共済加入促進事業	町特産の果樹が自然災害などから被害があった場合に補填される「果樹共済」への加入を促進するため、掛金の一部を助成 <b>【補助率または金額】</b> 認定農家 掛金の20% 一般農家 掛金の10%	農業共済を通じて令和6年を対象期間とする共済に加入した農家	産業振興課 農林振興係
農業者青色申告支援事業	農業経営を分析、各種控除、収入保険加入要件など、さまざまなメリットを持つ青色申告を推奨するため、初めて青色申告に取り組む農家に助成金を交付 <b>【補助率または金額】</b> 認定農家 35,000円 一般農家 15,000円	令和7年に初めて青色申告に取り組む農家	産業振興課 農林振興係
農業経営資金利子補給事業	農業近代化資金およびアグリマイティ資金の借入れ（1人1件まで）に係る利子に対し、利子補給金を交付 <b>【補助率または金額】</b> 利子補給対象借入限度額 1人300万円 ※利子補給期間 貸付初年度から5年以内	対象資金を利用している町内在住の農業者	産業振興課 農林振興係

事業の名称	助成の内容・補助率または金額	助成対象者	担当課・係
農地流動化奨励金	町の農業振興地域において、利用権設定等促進事業により、存続期間が5年以上の賃借権の設定をした場合に奨励金を交付 【補助率または金額】 ①賃借権の設定をした人 5,000円以内（10a当り） ②賃借権の設定を受けた人 15,000円以内（10a当り）	賃借権の設定をした者および設定を受けた者で各種要件を満たす町内在住者	産業振興課 農林振興係
恵みの農地再生事業	遊休農地を再生して利用するため、伐採、伐根、深耕、天地返し等の作業費用の一部について補助金を交付 【補助率または金額】 遊休農地の貸し借りをし、借り手が耕作する場合 10割以内	遊休農地を借りて耕作する者	産業振興課 農林振興係
機構集積協力金交付事業費	農地中間管理機構に10年以上農地を貸し付けた場合、経営転換協力金を交付 【補助率または金額】 10,000円（10a当り）	<ul style="list-style-type: none"> <li>離農した人</li> <li>経営部門を縮小した農業者</li> </ul>	産業振興課 農林振興係
狩猟免許取得事業	狩猟免許資格講習料および資格手数料に対する助成 【補助率または金額】 自己負担額 3,000円を超過した額	狩猟免許新規取得者（わな猟免許に限る）	産業振興課 農林振興係
有害鳥獣被害防止資材購入事業	有害鳥獣の農地への侵入を防止する電気柵およびワイヤーメッシュ柵設置及び鳥獣対策に要する資材購入費用に対して補助金を交付 【補助率または金額】 対象経費の3/4以内（上限12万円）	町内に農地を所有または耕作している農業者	産業振興課 農林振興係

## 【子育て・結婚支援】

事業の名称	助成の内容・補助率または金額	助成対象者	担当課・係
不妊治療費助成	保険適用開始後の特定不妊治療（体外受精、顕微授精）、男性不妊治療の自己負担分を助成 【補助率または金額】 各回上限：10万円	妻の年齢が43歳未満で他市町村の助成を受けていない夫婦	健康福祉課 子育て支援係
出産・子育て応援給付金	出産・子育てに係る経済的支援として、妊娠届出後、出生届出後にそれぞれ給付金を支給 【補助率または金額】 妊娠届出後の妊婦：5万円 出生後の子ども：1人あたり5万円	妊娠届出時に面談をした妊婦 出生届出後に面談をした養育者	健康福祉課 子育て支援係
ひとり親家庭医療費助成（母子・父子）	ひとり親家庭の児童および保護者または両親のいない児童にかかった医療費の一部を助成 【補助率または金額】 一月の医療費合計が1千円を超えた場合、その超えた額を助成	ひとり親家庭または両親のいない児童	健康福祉課 子育て支援係
一時預かり保育利用助成費	就学前の乳幼児が保育施設などで一時預かり保育を利用した場合、費用の一部を助成（※釀芳幼稚園で実施の臨時預かり保育を除く） 【補助率または金額】 保護者負担額（保育利用料金）の1/2以内 月額上限：1万円（100円未満切捨）	就学前の乳幼児	健康福祉課 子育て支援係
病児・病後児保育利用助成費	就学前の乳幼児が保育施設などで病児・病後児保育を利用した場合、費用の一部を助成 【補助率または金額】 保護者負担額（保育利用料金）の1/2以内 月額上限：1万円（100円未満切捨）	就学前の乳幼児	教育文化課 こども教育係
要保護準要保護児童生徒就学援助費（小・中学校）	経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し学用品費などの一部を援助 【補助率または金額】 学用品費、通学用品費、校外活動費、修学旅行費など国で示す額の範囲内	教育委員会の認定基準に基づく審査により「要保護」または「準要保護」として認定を受けた世帯	教育文化課 こども教育係

事業の名称	助成の内容・補助率または金額	助成対象者	担当課・係
自転車用ヘルメット購入助成事業	町内の子どもたちの自転車による交通事故の被害を軽減させるため、自転車用ヘルメット（中学校通学用ヘルメットに限る）購入費用の一部を助成 【助成回数】 子ども1人につき、小学校時1回、中学校時1回 【助成額】 1回につき1,200円	小中学校に通う町内の児童生徒の保護者または同等の立場にある人	教育文化課 子ども教育係
出会い結婚支援事業	県が実施する結婚マッチングアプリ「はぴ福なび」の登録料を補助 【補助率または金額】 全額：1万円	「はぴ福なび」登録者	健康福祉課 子育て支援係
桑折町結婚新生活支援事業	結婚に伴う経済的負担（新居の家賃、引越費用など）に補助金を交付 【要件】 ①申請時に夫婦の双方が町内に住民登録していること ②夫婦で合算した所得が500万円未満の世帯(申請時点で直近となる所得額)であること ③結婚時の夫婦の年齢がいずれも39歳以下であること ④町税の滞納がないこと ⑤他の公的制度に基づく家賃補助などを受けていないこと ⑥過去にこの制度に基づく補助金の交付を受けていないこと 【補助率または金額】 上限：夫婦ともに29歳以下 60万円 上記以外の夫婦 30万円	令和6年1月1日から令和6年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された、左記の要件を満たす夫婦	健康福祉課 子育て支援係

事業の名称	助成の内容・補助率または金額	助成対象者	担当課・係
任意予防接種助成事業	任意予防接種の費用を一部助成 【補助率または金額】 ①成人風しん：抗体検査、抗体検査陰性の場合予防接種 ②インフルエンザ：1回のみ 1,000円 ③おたふくかぜ：1回のみ 2,000円	①妊娠を希望する女性、その配偶者、婚姻を予定している男性など ②生後6ヵ月から18歳（高校3年生相当年齢）、妊婦 ③1歳児	健康福祉課 子育て支援係
国民健康保険人間ドック・脳ドック費助成事業	人間ドック受診者および脳ドック受診者に検診費用を助成	国民健康保険被保険者で40歳～74歳まで	税務住民課 住民国保係
後期高齢者医療人間ドック費助成事業	人間ドック受診者に検診費用を助成	後期高齢者医療保険被保険者で79歳まで	税務住民課 住民国保係
高齢者運転免許証自主返納支援事業	高齢者による交通事故の減少を図るため、運転免許証を自主返納した高齢者に対しタクシー利用券を交付 【補助率または金額】 1回限り：1万2千円分（利用券）	運転免許証を自主返納した75歳以上の高齢者	健康福祉課 福祉介護係
「献上桃の郷おでかけパス」利用助成事業	交通手段の確保が困難な、高齢者などに対し、申請によりおでかけパス（タクシー利用証）を発行 【補助率または金額】 タクシーでの町内移動時、自己負担500円を超えた料金を助成	①65歳以上の非課税者 ②70歳以上の高齢者 ③運転免許証自主返納者	健康福祉課 福祉介護係

【住宅・生活】

事業の名称	助成の内容・補助率または金額	助成対象者	担当課・係
住宅用再生可能エネルギーシステム設備等設置費補助金	再生可能エネルギーの導入推進と普及啓発のため、住宅用再エネ設備を設置した人に対し補助金を交付 【補助率または金額】 ①住宅用太陽光発電システム 1kwあたり3万円、最大4kw（上限12万円） ②定置用リチウムイオン蓄電池システム 1kwhあたり2万円、最大5kwh（上限10万円） ③バイオマス燃料ストーブ設備 対象経費の総額に1/5を乗じた額（上限5万円）	住宅用再エネ設備設置者	生活環境課 環境係

事業の名称	助成の内容・補助率または金額	助成対象者	担当課・係
家庭用生ごみ処理容器設置費補助金	<p>ごみ減量化と生活環境の保全のため、町内会で取りまとめて購入する家庭用生ごみ処理容器の費用へ補助金を交付</p> <p><b>【補助率または金額】</b>  生ごみ処理容器 対象費用の1/2以内  水切りバケツ 購入費用を町が負担  (1個につき個人負担1,000円あり)</p>	町内会で取りまとめて購入する家庭用生ごみ処理容器設置者	生活環境課 環境係
電動生ごみ処理機購入助成金	<p>ごみ減量化を図るため、既存コンポスター等に加え、電動生ごみ処理機に対しても購入助成を行う。</p> <p><b>【補助率または金額】</b>  購入金額の1/2(上限15,000円)</p>	電動生ごみ処理機購入者	生活環境課 環境係
安全安心耐震促進事業	<p>昭和56年5月31日以前に建設された木造3階建て以下の住宅の所有者に対し、耐震診断を行う建築士などを派遣</p> <p><b>【補助率または金額】</b>  建築士等派遣費用を町が負担  (別途 個人負担金6,000円あり)</p>	所有者自ら居住する住宅で、過去にこの事業による耐震診断を受けていない人	建設水道課 都市整備係
ブロック塀等安全対策促進事業	<p>道路に面する高さ80cm以上のブロック塀などで倒壊のおそれがあり、撤去または補強、80cm以下の高さへ造り替え工事を行う所有者へ補助金を交付</p> <p><b>【補助率または金額】</b>  工事に要する費用の1/2か施工延長1mあたり4万円のいずれか低い額で、上限10万円</p>	同一敷地内のブロック塀などについて過去にこの事業による補助を受けていない人	建設水道課 都市整備係
安全安心耐震促進工事費助成事業	<p>木造住宅のうち、耐震強度が不足している住宅の耐震改修を行う所有者などへ補助金を交付</p> <p><b>【補助率または金額】</b>  工事に要する費用の1/2以内  ただし、一般耐震改修工事および現地建替工事は上限100万円、簡易耐震改修工事と部分耐震改修工事は上限60万円</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>耐震診断で耐震基準を満たさない住宅</li> <li>過去にこの事業による耐震改修を受けていない住宅</li> </ul>	建設水道課 都市整備係
合併処理浄化槽設置整備事業補助金	<p>合併処理浄化槽の普及促進を図るため、新たに合併処理浄化槽を設置する個人に対し補助金を交付</p> <p><b>【補助率または金額】</b>  ① 5人槽：限度額 332,000円  ② 7人槽：限度額 414,000円  ③ 10人槽：限度額 548,000円</p>	新たに合併処理浄化槽を設置する個人	建設水道課 上下水道係
単独浄化槽(汲み取り便槽)転換宅内配管工事費補助金	<p>合併浄化槽への転換促進を図るため、既存の住宅などに設置された単独浄化槽(汲み取り便槽)からの転換に伴う宅内配管工事に対し補助金を交付</p> <p><b>【補助率または金額】</b>  上限30万円</p>	既存住宅などの単独浄化槽(汲み取り便槽)を合併浄化槽へ転換する個人	建設水道課 上下水道係
水道施設整備事業補助金	<p>簡易水道組合が保有する水道施設の維持補修などの費用に対し補助金を交付</p> <p><b>【補助率または金額】</b>  対象費用の1/2</p>	簡易水道組合	建設水道課 上下水道係
下水道排水設備等整備資金利子補給	<p>水洗化の促進と環境衛生の向上を図るため、下水道整備資金借入れに係る利子を補給</p> <p><b>【補助率または金額】</b>  発生した利子の全額</p>	下水道排水設備設置者	建設水道課 上下水道係
空家等除却費補助事業	<p>生活環境の保全と空家などの敷地不動産の有効活用促進のため、除却工事費用に対し補助金を交付</p> <p><b>【補助率または金額】</b>  除却工事費用の1/2以内(上限30万円)</p>	空家など所有者	建設水道課 都市整備係

事業の名称	助成の内容・補助率または金額	助成対象者	担当課・係
除雪作業支援	町民と行政の協働のまちづくりの一環として、個人または団体が町道を除雪する場合に、燃料などを支給して除雪活動を支援 【補助率または金額】 現物給付として、燃料、融雪剤、その他必要なものを支給	町道の除雪を行った個人または団体	建設水道課 建設係

## 【移住・定住】

事業の名称	助成の内容・補助率または金額	助成対象者	担当課・係
若者定住促進事業補助金	移住・定住のため、町内に住宅を取得、またはリフォームした方に補助金を給付 【補助率または金額】 上限：30万円（リフォームの場合20万円） ※町内業者利用・県外転入については別途加算有り	夫婦どちらかが45歳未満で移住・定住の意思のある人	建設水道課 都市整備係
新婚世帯家賃支援事業補助金	町内の民間賃貸住宅で同居を開始した新婚世帯に、24ヵ月（2年間）の家賃補助を実施 【補助率または金額】 上限：月額1万円	婚姻届提出から1年以内で、夫婦どちらかが45歳未満の人	建設水道課 都市整備係
移住支援金給付事業補助金	5年以上東京23区に在住又は通勤する方が当町へ移住した場合に支援金を給付 【補助率または金額】 単身60万円、世帯100万円 ※18歳未満の世帯員1人につき30万円加算	1年以内に転入した左記の者で、起業や特定企業への就業等をする場合	建設水道課 都市整備係

## 【各種団体・事業者支援】

事業の名称	助成の内容・補助率または金額	助成対象者	担当課・係
町内会育成振興事業補助金	町内会集会所などの建設および修繕などに対し助成 【補助率または金額】 ①集会所建設費の30%以内(上限：700万円) ②建設費用借入に係る利子の70%以内(最長5年以内) ③集会所修繕費の25%以内(上限：350万円)	町内会	生活環境課 環境係
資源回収団体報奨金	資源の再利用とごみの減量化のため、家庭から出る古紙などの資源回収活動を行う団体に対し報奨金を交付 【補助率または金額】 回収業者に売却した有価物に対し、1kgにつき5円	地域住民で構成する営利を目的としない資源回収活動を行う団体（町内会、子供会など）	生活環境課 環境係
全国大会等出場激励金（文化・芸術・スポーツ）	予選を勝ち抜いた全国大会出場者へ、さらなる活躍を期して激励金を交付 【金額】 個人15,000円、団体75,000円	全国大会等出場者	教育文化課 生涯学習係
中小企業経営合理化資金保証融資事業	中小企業者が設備投資資金や運転資金の融資を受けやすくするため、町が保証料相当額を補助 【補助率または金額】 対象経費の10/10以内	商工業事業者	産業振興課 商工振興係
中小企業借入金利子補給事業	中小企業者の経営安定を支援するため、町が対象融資の借入金利子相当額を補助 【補助率または金額】 対象経費の10/10以内 （最大12ヵ月分上限10万円）	商工業事業者	産業振興課 商工振興係
空き店舗出店支援事業補助金	空き店舗などを活用して事業を行う者に対し補助金を交付 【補助率または金額】 ①改修費 対象経費の1/2以内（上限50万円） ②購入費 対象経費の1/2以内（上限60万円） ③賃借料 1月につき対象経費の3/4以内（最大12ヵ月分上限5万円）	空き店舗で対象業種の事業を行う者	産業振興課 商工振興係

**【災害】**

事業の名称	助成の内容・補助率または金額	助成対象者	担当課・係
災害見舞金等支給事業	暴風や、豪雨、豪雪、地震、火災などにより住家が被災した世帯主に対して、災害見舞金または弔慰金を支給 <b>【補助率または金額】</b> 全焼・全壊10万円、半焼・半壊5万円、床上浸水3万円、死亡15万円	町内居住の被災者	健康福祉課 福祉介護係

**【貸付金】**

事業の名称	助成の内容・補助率または金額	助成対象者	担当課・係
災害援護資金貸付事業	自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して、貸し付けを実施 <b>【貸付額】</b> 限度額：350万円	被害を受けた世帯の世帯主	健康福祉課 福祉介護係
桑折町奨学資金	推薦基準を満たし、在学する学校の長の推薦を受けるなど、応募資格を満たす学生・生徒に対し貸し付けを実施 <b>【貸付額】</b> 1. 修学資金 ①大学・短期大学・専門学校：月額3万5千円以内 ②高等学校・高等専門学校・専修学校：月額2万円以内 2. 入学支度金 ①大学・短期大学・専門学校：30万円以内 ②高等学校・高等専門学校・専修学校：20万円以内	町出身の生徒または学生で、能力があるにもかかわらず経済的理由により修学困難と認められる者	教育文化課 こども教育係